

# ねんきん通信

通信

## 国民年金の任意加入制度について

~60歳を迎える方はぜひお読みください!!

国民年金の被保険者は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方々とされております。厚生年金等に加入されておられる方も20歳から60歳までであれば、国民年金第2号被保険者として、お勤め先の年金制度からの拠出金として保険料が納められる形となっております。また、第3号被保険者についても、保険料納付の必要はありませんが、配偶者の年金制度から拠出金として納付されております。

ところで、国民年金第1号及び第3号被保険者としての期間がある方に対しては、60歳に到達すると、「国民年金についてのお知らせ」というハガキが送付され、ご自分の年金記録について確認することができます。

しかし、このハガキの見方には注意が必要です。ハガキの下部はこのようになっております。

被保険者月数	納付月数	免除月数	未納月数

まず、「被保険者月数」ですが、これはあくまで国民年金第1号及び第3号被保険者として登録されている期間を表します。ですから、厚生年金等に加入していた期間や、本来、国民年金に加入しなければならなかつたにもかかわらず、届出を怠っていたために、未加入だった期間などは除かれております。

(未加入についての詳細は9、10月号をご覧ください。)

そのため、「被保険者月数」と「納付月数」が同月数だからといって、必ず満額の年金給付を受けられるわけではありません!

本来、国民年金に加入すべきであった期間などを確認するためには、社会保険事務所にてご自分の厚生年金等の記録を確認する必要があります。

満額の年金受給を望む方、ご自分の年金記録に不安をお持ちの方は、役場又は社会保険事務所で、ご自分の年金記録を確認されることをお勧めします。

さらに、「免除月数」ですが、この期間の年金額

は3分の1となりますので、ここに数字の記入されておられる方も、満額の年金は受給できません。また、「未納月数」ですが、これは国民年金第1号及び第3号被保険者として加入されておられる期間のうち、未納の月数を表します。この期間が多いと、年金給付すら受けられない場合がありますので注意が必要です。

これらの点をまとめますと、満額の年金を受けられないケースは、

- ①厚生年金等に加入したことがないのに、「被保険者月数」が480月（昭和18年4月1日以前に生まれた方は段階的に減月）に満たない方
- ②「被保険者月数」と「納付月数」が異なる方
- ③「免除月数」がある方
- ④「未納月数」がある方

が考えられます。

「国民年金についてのお知らせ」ハガキを受け取った方は、必ずこれらの点を確認することをお勧めします。

60歳に到達された時点で、満額の年金を受け取ることができない方は、国民年金に任意加入することにより、年金受給を増額または満額とすることができます。

受給権を取得されていない方（原則25年の受給資格期間を満たしていない方）は70歳まで、満額及び増額を目的とする方は65歳まで加入し保険料を納めることができますので、ご希望の方は役場窓口で手続きをお願いします。

なお、任意加入制度は、届出を行った日の属する月から納付が可能となりますので、届出が遅れますと、その分受け取る年金額にも影響しますので、早めの手続きをお勧めします。

ご自分の年金にご不安な方は、役場窓口でご相談ください。

詳しくは、役場町民課福祉住民係（☎5-1111内線158）にお問い合わせください。



★お悔やみ申し上げます  
吉田 高田 植村 高木ツヤ子 朝美  
善信 義雄 さん（77歳）元 さん（39歳）元  
（59歳）元 町 宮園町 町

早坂 森岡 雨宮 桑田 安奈  
七海 想也 さん（父） 太くん（父） 哲（東）町  
（父）和幸（母）栄 町

★お誕生日おめでとう

戸籍の窓  
10月

◇社会福祉に  
「香典返しの一部」  
植村 雄一（妻）元 町  
高木 正美（母）字間堺

ご寄付ありがとうございます  
10月